

# 川西市個人情報保護条例の整備について

## 【諮問第56号資料】

### 《資料内容》

- ｲﾝﾃﾞｯｸｽ1 川西市個人情報保護条例の改正内容の要点
- ｲﾝﾃﾞｯｸｽ2 川西市個人情報保護条例新旧対照表
- ｲﾝﾃﾞｯｸｽ3 川西市個人情報保護条例施行規則新旧対照表
- ｲﾝﾃﾞｯｸｽ4 川西市個人情報保護条例の改正に係る経緯及び考え方
- ｲﾝﾃﾞｯｸｽ5 参考法令

平成30年2月

## 目 次

### 【川西市個人情報保護条例の改正内容の要点】

○改正行政機関個人情報保護法を踏まえた個人情報の定義の整理（第 2 条関係）  
..... 1

○要配慮個人情報の追加（第 2 条、第 9 条関係） ..... 2

【川西市個人情報保護条例新旧対照表】 ..... 3

【川西市個人情報保護条例施行規則新旧対照表】 ..... 5

【川西市個人情報保護条例の改正に係る経緯及び考え方】 ..... 7

○個人情報保護条例の改正趣旨 ..... 7

○行政機関個人情報保護法の改正内容 ..... 7

○個人情報保護条例の改正内容 ..... 9

【参考法令】 ..... 13

○個人情報の保護に関する法律 ..... 13

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 ..... 14

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令 ..... 15

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則 ..... 16

・ 個人情報保護法

... 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

・ 行政機関個人情報保護法

... 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)

条例

... 川西市個人情報保護条例

## 【川西市個人情報保護条例の改正内容の要点】

### ○改正行政機関個人情報保護法を踏まえた個人情報の定義の整理（第2条関係）

行政機関個人情報保護法において個人情報の定義を明確化する改正が行われたことを踏まえ、行政機関個人情報保護法と条例との間にある個人情報の定義の差異について整理を行い、個人識別符号の定義を追加します。

#### 【説明】

個人情報の定義については、従前の行政機関個人情報保護法と条例の間で表現の違いがありましたが、個人情報の定義を明確化する改正があった趣旨を踏まえ、次のとおり規定の整備を行います。

#### （１） 生存する個人に関する情報の規定の追加

個人情報の対象を生存する個人に関する情報とする旨の規定を追加します。

#### （２） 特定の個人を識別する情報の例示の追加

特定の個人を識別することができる情報の例示として、氏名、生年月日その他の記述等との規定を追加します。

#### （３） 照合容易性について（解釈変更）

現行条例では規定上明示されていませんが、解釈上、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別されるものは個人情報に含むとしています。

これについて、「容易に」という照合の制限を削除し、他の情報との照合により個人を識別できるものを個人情報に含む旨の規定を明文化します。

#### （４） 個人識別符号の追加

改正個人情報保護法及び改正行政機関個人情報保護法において追加された個人識別符号について、改正法と同じ内容で定義を追加します。

○要配慮個人情報の追加（第2条、第9条関係）

改正行政機関個人情報保護法で新たに規定された要配慮個人情報は、条例に同様の定義を追加するとともに、個人情報取扱事務簿に要配慮個人情報の取扱いの有無を記載するよう規定を改めます。

【説明】

改正個人情報保護法及び改正行政機関個人情報保護法で、取扱いに特に配慮が必要な情報として要配慮個人情報の定義が追加されたことを踏まえ、条例においても要配慮個人情報の定義を追加し、川西市個人情報保護条例施行規則で要配慮個人情報の具体的な規定を行うとともに、個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報を取り扱っている旨を記載する改正を行います。

【川西市個人情報保護条例新旧対照表】

川西市個人情報保護条例（改正後）（案）	川西市個人情報保護条例（現行）
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。 <u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。</p> <p>(7) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 _____ 個人に関する情報で、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">ただ</p> <p>し、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。 [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。</p> <p>(5) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事</p>

川西市個人情報保護条例（改正後）（案）	川西市個人情報保護条例（現行）
<p>業を営む個人をいう。</p> <p>(8) 本人 個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。</p> <p>(9) 公文書 川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第2条第2号に規定する公文書をいう。</p> <p>(10) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他これらに類する処理を除く。</p> <p>第3条～第8条 (略)</p>	<p>業を営む個人をいう。</p> <p>(6) 本人 個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。</p> <p>(7) 公文書 川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第2条第2号に規定する公文書をいう。</p> <p>(8) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他これらに類する処理を除く。</p> <p>第3条～第8条 (略)</p>
<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成しなければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の目的</p> <p>(3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称</p> <p>(4) 個人情報取扱事務を開始する年月日</p> <p>(5) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(6) 個人情報の項目名</p> <p>(7) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨</p> <p>(8) 第7条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときはその理由</p> <p>(9) 個人情報の収集先</p> <p>(10) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨</p> <p>(11) 第13条第2項に規定する電子計算機の結合により個人情報を提供するときは、その旨</p> <p>第10条～第17条 (略)</p>	<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成しなければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の目的</p> <p>(3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称</p> <p>(4) 個人情報取扱事務を開始する年月日</p> <p>(5) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(6) 個人情報の項目名及び第7条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときはその理由</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(7) 個人情報の収集先</p> <p>(8) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨</p> <p>(9) 第13条第2項に規定する電子計算機の結合により個人情報を提供するときは、その旨</p> <p>第10条～第17条 (略)</p>

【川西市個人情報保護条例施行規則改正 新旧対照表】

川西市個人情報保護条例施行規則（改正後）（案）	川西市個人情報保護条例施行規則（現行）
<p><u>第3条 条例第2条第3号の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。</u></p> <p><u>(1) 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の障害</u></p> <p><u>(2) 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害</u></p> <p><u>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>(4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</u></p> <p><u>(5)本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果</u></p> <p><u>(6) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</u></p> <p><u>(7) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</u></p> <p><u>(8) 本人を少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</u></p> <p>第4条～第23条 (略)</p>	<p>新設</p> <p>第3条～第22条 (略)</p>
<p>別表(第3条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般財団法人川西市都市整備公社</li> <li>2 川西市土地開発公社</li> <li>3 社会福祉法人川西市社会福祉協議会</li> <li>4 公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団</li> <li>5 株式会社川西水道サービス</li> <li>6 一般財団法人一庫ダム湖周辺環境整備センター</li> </ol>	<p>別表(第3条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般財団法人川西市都市整備公社</li> <li>2 川西市土地開発公社</li> <li>3 社会福祉法人川西市社会福祉協議会</li> <li>4 公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団</li> <li>5 株式会社水道サービス</li> <li>6 一般財団法人一庫ダム湖周辺環境整備センター</li> </ol>

川西市個人情報保護条例施行規則（改正後）（案）

川西市個人情報保護条例施行規則（現行）

様式第1号  
第4条関係(第1面)

個人情報取扱事務記録簿

登録番号	登録年月日		年 月 日	
所管課(室)				
事務の名称				
事務の目的				
開始年月日	年 月 日			
個人情報の対象者の範囲				
個人情報の項目	基本的事項 <input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 親・続柄 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	家庭生活 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	資産・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	心身の状況 <input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
要配慮個人情報 個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人権 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能的障害 <input type="checkbox"/> 健康・病歴の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・助言・診断 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 当該個人その他の関係者等に関する事項 <input type="checkbox"/> その他の関係者等に関する事項 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を受けた事実		
思想、信条等 に関する個人情報 の取扱い	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教( ) <input type="checkbox"/> 人権、民族その他社会的差別の原因となるおそれのある事実( ) <input type="checkbox"/> 犯罪歴( ) 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等( ) <input type="checkbox"/> 審議会		
個人情報の 収集先及び 収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第8条第3項第 号該当) (具体的方法)			
電子計算機 処理の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	オンライン結合 による提供	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
個人情報の 記録の形態	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> フレキシブルディスク <input type="checkbox"/> 磁気ディスク <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> 光ディスク <input type="checkbox"/> その他( )			

様式第1号  
第4条関係(第1面)

個人情報取扱事務記録簿

登録番号	登録年月日		年 月 日	
所管課(室)				
事務の名称				
事務の目的				
開始年月日	年 月 日			
個人情報の対象者の範囲				
個人情報の項目	基本的事項 <input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 親・続柄 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	家庭生活 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	資産・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	心身の状況 <input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
思想、信条等 に関する個人情報 の取扱い	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教( ) <input type="checkbox"/> 人権、民族その他社会的差別の原因となるおそれのある事実( ) <input type="checkbox"/> 犯罪歴( ) 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等( ) <input type="checkbox"/> 審議会		
個人情報の 収集先及び 収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第8条第3項第 号該当) (具体的方法)			
電子計算機 処理の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	オンライン結合 による提供	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
個人情報の 記録の形態	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> フレキシブルディスク <input type="checkbox"/> 磁気ディスク <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> 光ディスク <input type="checkbox"/> その他( )			

## 1 個人情報保護条例の改正趣旨

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)により行政機関個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から施行されています。

行政機関個人情報保護法の改正内容を踏まえ、条例を改正します。

## 2 行政機関個人情報保護法の改正内容

### 2-1 個人情報の定義の明確化(個人識別符号)

個人情報に該当する情報として「個人識別符号」として明確化されました(表1)。

個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令に規定)(表1)

政令	行政機関個人情報保護法第2条第3項に基づき政令で定められた個人識別符号
第3条第1項	個人のDNA情報又は生体認証に使用される個人識別情報
第3条第2項	外務省が発行するパスポートの番号
第3条第3項	基礎年金番号
第3条第4項	運転免許証の番号
第3条第5項	住民票コード
第3条第6項	個人番号(マイナンバー)
第3条第7項	国民健康保険証・後期高齢者医療受給者証の被保険者番号(記号・番号含む) 介護保険証の被保険者番号及び保険者番号
第3条第8項	健康保険(共済・船員保険)の医療保険者証の記号・番号・保険者番号
第3条第8項	医療保険各法で定める高齢受給者証(70歳～75歳までの間、被保険者の医療費窓口負担割合を軽減するもの)の記号・番号・保険者番号
第3条第8項	外国政府等が発行したパスポート、難民証明書、又はそれに準ずるもの
第3条第8項	雇用保険被保険者番号
第3条第8項	特別永住者証明書の番号

### 2-2 要配慮個人情報の取扱いに関する規定の新設

特に配慮を要する情報として要配慮個人情報(表2)の規定を新設し、個人情報ファイルに要配慮個人情報の取扱いの有無を記載することとされました。

要配慮個人情報（行政機関個人情報保護法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令に規定）（表2）

要配慮個人情報	概要	例
人種	人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。	白人、黒人、〇〇民族、日系人等の情報
信条	個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むもの	特定思想を持つ団体への所属、信仰する宗教、支持政党等の情報
社会的身分	ある個人にその境遇として固着して、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味する。	非嫡出子であること等
病歴	病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分が該当する。	レセプト等に記載された病歴（自己診断は病歴には含まない）
犯罪の経歴	前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。	前科の情報（少年院への入院歴は（11）に該当し、ここには含まない。）
犯罪により害を被った事実	身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。	刑事手続に着手された犯罪の被害情報
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他総務省令で定める心身の機能の障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となる障がいがあることを特定させる情報 難病を理由に障害支援区分認定を受けていることを特定させる情報	身体障害者手帳交付情報、療育手帳交付情報、精神障害者保健福祉手帳交付情報等
本人に対して医師等により行われた健康診断等の結果	疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診断、ストレスチェック、遺伝子検査等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。	雇用職員の健康診断の結果、検診・健康診査事業の診断結果等の情報
健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと	健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容 なお、身長、体重、血圧、体温等の個人の健康に関する情報等については、健康診断等で計測したもののみが該当する。	メタボリックシンドロームに係る医療指導に関する情報
本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等、刑事事件に関する手続が行われたこと	本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。	捜査機関に提出した告発状等の情報
本人を少年法第3条第1項の少年（罪を犯した少年）又はその疑いのある者として、少年の保護事件に関する手続が行われたこと	本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。	少年院への入院歴に係る情報

### 2 - 3 非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みの新設

パーソナルデータの利活用の観点から、事業者からの提案に基づき、行政機関が保有する個人情報について、特定の個人が識別できないように個人情報を含むデータの加工を行い、提案事業者に提供することができるよう、行政機関個人情報保護法で追加された規定です。

なお、非識別加工情報とありますが、保有する個人情報について、個人が識別できず、かつ元の個人情報を復元できないように加工を行った情報のことであり、具体的には氏名、生年月日、個人識別符号のように直接個人の特定につながる情報のほか、例えば年齢が110歳を超えているなど、該当者が少なく、個人が特定されるような情報等を削除、または置き換え等を行ったものです。

### 3 個人情報保護条例の改正内容

#### 3 - 1 個人情報の定義の明確化等

条例の個人情報の定義について、改正後の行政機関個人情報保護法に揃える形で改正を行います。個別の改正点について以下で説明を行います。

改正行政機関個人情報保護法と条例の比較(表3)

定義	改正行政機関個人情報保護法	現行条例
個人情報	この法律において「個人情報」とは、 <u>(1)生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u> 一 <u>(2)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(3)(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u> <u>(4)二 個人識別符号が含まれるもの</u>	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1) 個人情報 (1)個人に関する情報で、(2)特定の個人が識別され、又は(3)識別され得るものをいう。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
個人識別符号	3 <u>(4)この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</u>	[新設](4)

#### 3 - 1 - (1) 生存する個人に関する情報(死者の個人情報)(表3(1)下線部)

条例には個人に関する情報について、「生存する」と限定する規定はありませんが、従前の条例解釈上、条例における個人情報には死者は含まれていません。

死者の個人情報を自己情報の開示請求の対象とすることとした平成15年1月条例改正時の答申において、(当時の)現行条例では対象となる個人は生存する個人をさしているが、昨今の個人情報保護制度を取り巻く環境の変化を踏まえて審議を行った結果、死者の個人情報について死者に代わって一定の者から開示請求を認めることが適切であるとの意見で一致した。しかし、開示請求を行うことができる者については曖昧な運用とならないよう厳密に規定すべきである、という意見が提出されています。これは、あくまで死者の関係者に対し、自身の個人情報として死者の情報の開示請求を認めているもので、開示請求の対象も相続等に関係する情報に限られます。

個人に関する情報について従前の取扱いと変更はないこと、また、解釈部分を明示することによって、市民にとってより分かりやすい規定とすることは、今回法改正における個人情報の定義の明確化の方向性に沿うものであることから、個人情報の定義について「生存する」個人に関する情報という規定に改めます。

#### 3 - 1 - (2) 特定の個人を識別する情報の例示について(表3(2)下線部)

条例においては、単に「特定の個人が識別され」と規定されており、識別される個人情報は例示されていませんでした。

(1)と同様に、例示を加えることで個人情報の定義が変わることはないこと、個人情報の定義を明確化する趣旨を踏まえ、市民にとって分かりやすい表現とするため、識別される個人情報を例示している行政機関個人情報

保護法等の規定に合わせ、改正を行います。

### 3 - 1 - (3) 照合容易性(特定の個人が識別され得るもの)について(表3(3)下線部)

条例においては規定上明示されていませんが、特定の個人が「識別され得るもの」という規定の解釈で「当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人が識別できるもの」が個人情報に含まれるとしています。

この解釈については、民間事業者を規制の対象とする個人情報の保護に関する法律における個人情報の規定、「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」と同等の水準で個人情報を定義したものであると言えます。

しかし、行政機関個人情報保護法では、他の情報との照合について、照合が容易であるかどうかは関係なく、他の情報との照合により個人が識別できるものであれば個人情報に該当するとしています。

この点について、行政に対する住民の信頼確保の要請等の観点から、公的機関における個人情報の取扱いについては民間事業者(個人情報保護法)より厳格に規律する必要があるとの国の通知に基づき、容易に照合できるもののみを個人情報とするのではなく、他の情報との照合により個人を識別できるものを個人情報に含むよう解釈を厳格な取扱いに変更するとともに、照合により特定の個人が識別される情報が個人情報である旨について明示的な規定となるよう改正をします。

### 3 - 1 - (4) 個人識別符号について(表3(4)下線部)

個人識別符号(表1)は、従前より条例で個人情報に該当するものとして取り扱っていましたが、これら符号について個人情報に該当するという具体的な規定はありませんでした。

改正法における個人識別符号の範囲は、重複することなく個人に付されたものであり、広い範囲の事業者に取り扱われている等利用実態から個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号として定めたとしています。そのため、地方公共団体が独自に付した番号を個人識別符号として規定する必要はないものと考えられます。

以上のことから、行政機関個人情報保護法改正の趣旨を踏まえ、個人情報の定義を明確化するため、改正法と同様に個人識別符号の定義の追加を行います。

## 3 - 2 要配慮個人情報について

改正行政機関個人情報保護法を踏まえ、条例に要配慮個人情報の定義を追加します。

条例においては、従前より、人種、民族、思想、信条、犯罪歴、社会的差別の原因となる情報について、機微情報にあたるとして収集を禁止しています。

情報の内容としては、改正法で規定された要配慮個人情報(表2)の情報と一部重複するものであることから、条例で収集を禁止するセンシティブ情報(以下「センシティブ情報」という。)と要配慮個人情報の取扱いについ

て整理します。

### 3 - 2 - (1) 要配慮個人情報の範囲

原則として、要配慮個人情報で定義された情報が、特に取扱いに配慮を要する情報であることは、行政機関であっても、地方公共団体であっても変わることはないため、要配慮個人情報として定義を行う情報の範囲は、改正法(表2)と同等かそれ以上であることが求められます。

### 3 - 2 - (2) 収集制限

行政機関個人情報保護法においては保有の制限に係る規定はありますが、収集の制限はありません。また、要配慮個人情報の収集制限については、表4のとおりです。

個人情報の収集制限の概要(表4)

条例		個保法(民間事業者対象)		行政機関個人情報保護法(行政機関対象)		条 例 に お い て は、 従 前
個人情報	センシティブ情報	個人情報	要配慮個人情報	個人情報	要配慮個人情報	
利用目的の範囲内で収集、原則本人から直接収集	原則収集禁止、個人情報取扱事務登録簿に記載	利用目的の範囲で収集	原則本人同意	利用目的の範囲内で収集	収集制限なし、個人情報ファイル簿に記載	
本人同意、法令等の規定による場合、個人の生命等保護の場合などにおいて制限解除	法令等の規定による場合を除き、 <u>本人同意があっても収集禁止</u>	制限なし	本人同意、法令等の規定による場合、個人の生命等保護の場合などにおいて制限解除	制限なし	制限なし	

よりすべての個人情報に対し、個人情報保護法で要配慮個人情報の取得を制限しているのと同様の規制を敷いています。

そのため、要配慮個人情報に対し、改めて収集制限を規定するまでもなく、行政機関よりも厳格な取扱いとなっています。

### 3 - 2 - (3) センシティブ情報と要配慮個人情報

センシティブ情報は、要配慮個人情報とは趣旨が異なり(表5)、保有されていると思われること自体が問題とされるため、本人同意があっても収集を認めない、非常に強い制限を求めています。その趣旨から、福祉・医療を目的とする事業とかかわりの深い、病歴等の医療情報や障がい者手帳の所持情報については、収集を禁止していません。

それに対して、要配慮個人情報は病歴や障がい者手帳の所持情報を含むとしているため、要配慮個人情報の範囲で収集禁止の規定を適用する場合、市要綱などで実施している福祉・医療に係る事業について必要な情報の収集が禁止されることになります。

規定の趣旨の相違を鑑み、要配慮個人情報をセンシティブ情報とは別の定義として追加します。

センシティブ情報と要配慮個人情報の規定の趣旨(表5)

センシティブ情報	要配慮個人情報
<p>原則取扱い禁止にすべき個人情報 個人情報の中には、思想、信条、犯罪歴など、<u>他人に保有されていることにより不安あるいは精神的な苦痛を感じさせる情報</u>がある。特に、人格そのものにかかわる情報や不当な差別に利用されるおそれのある情報は、個人の権利権益の侵害を引き起こす危険性が高いものである。(平成5年10月個人情報保護制度検討報告書より抜粋)</p>	<p>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他<u>本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの</u>(行政機関個人情報保護法第2条第4項条文より)</p>

以上のことから、要配慮個人情報とセンシティブ情報については、別の定義として整理し、要配慮個人情報について改正行政機関個人情報保護法と同等の範囲で定義を行うとともに、個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報の取扱いの有無について規定の追加を行います。

### 3 - 3 非識別加工情報の提供の仕組みの導入

非識別加工情報の仕組みは、パーソナルデータの利活用の観点から、事業者からの提案に基づき、行政機関が保有する個人情報について、特定の個人が識別できないようにデータの加工を行い、提案事業者に提供することができるよう、改正行政機関個人情報保護法で追加された規定です。

これについては、どこまで個人情報を加工すれば、個人を識別することができない情報となるのかについての基準作成、個別案件において加工した個人情報が事業者に提供可能であるかを判断する審議の仕組みについて検討が必要なところです。

非識別加工情報の仕組みについては、条例の目的である個人情報の保護とは異なる方向性を持った施策であり、現在、国において「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」が行われているところです。国、都道府県、周辺自治体等の動向を踏まえ、調査・検討を進めていくものとし、今回は改正を行いません。

なお、個人情報ファイル簿の作成等については、非識別加工情報に係る条例の改正の際に、あわせて検討を行うものとし、

【参考法令】

個人情報保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十七号)

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- 二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4～10(略)

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- 六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

## 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十八号)

(定義)

第二条 一～六(略)

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5～7 (略)

8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この項において同じ。)の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。))と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。)ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年十二月二十五日政令第五百四十八号)

(個人識別符号)

第三条 法第二条第三項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの
  - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列
  - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
  - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
  - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - ト 指紋又は掌紋
- 二 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第六条第一項第一号の旅券の番号
- 三 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第十四条に規定する基礎年金番号
- 四 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十三条第一項第一号の免許証の番号
- 五 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コード
- 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号
- 七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号
  - イ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九条第二項の被保険者証
  - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十四条第三項の被保険者証
  - ハ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十二条第三項の被保険者証
- 八 その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

(要配慮個人情報)

第四条 法第二条第四項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成二十九年三月三十一日総務省令第十九号)

(身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準)

第二条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第一号の総務省令で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

(証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号)

第三条 令第三条第七号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 令第三条第七号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号
- 二 令第三条第七号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

(旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号)

第四条 令第三条第八号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第四十七条第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- 二 健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 三 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- 四 船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号
- 六 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 七 私立学校教職員共済法施行規則(昭和二十八年文部省令第二十八号)第一条の七の加入者証の加入者番号
- 八 私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号
- 九 私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号
- 十 国民健康保険法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十三号)第七条の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十一 国家公務員共済組合法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第五十四号)第八十九条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- 十二 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十三 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十四 国家公務員共済組合法施行規則第二百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十五 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号)第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- 十六 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十七 地方公務員等共済組合法施行規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十八 地方公務員等共済組合法施行規程第一百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十九 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

二十 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

(要配慮個人情報)

第五条 令第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の障害
- 二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)
- 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの